

制定 平成30年3月28日 原規総発第1803281号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1511273号（平成27年1月27日原子力規制委員会決定））第12条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会平成30年度年度重点計画を次のように定める。

平成30年3月28日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会平成30年度年度重点計画」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会平成30年度年度重点計画」を別添のとおり定める。

原子力規制委員会
平成30年度重点計画

平成30年3月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会では、IAEAの要求事項も踏まえたマネジメントシステムを本格運用するため、平成26年9月に原子力規制委員会マネジメント規程を策定するとともに、これに基づいて平成27年2月に原子力規制委員会第1期中期目標を策定した。

当該中期目標を踏まえ、毎年度、重点的に取り組むべき事項として、年度重点計画を定めており、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価に用いる政策体系とともに、平成30年度の重点計画を定めるものである。各部署においては、本年度重点計画を踏まえて平成30年度業務計画を定めるものとする。

目次

平成 30 年度政策体系	1
I 原子力規制行政に対する信頼の確保	3
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	3
2. 組織体制及び運営の継続的改善	5
3. 国際社会との連携	7
4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応	8
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	9
1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	9
2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	10
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	14
4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善	15
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	16
III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	17
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	17
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	17
3. 放射線モニタリングの実施	18
IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	19
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	19
2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	20
3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	21
V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	24
1. 核セキュリティ対策の強化	24
2. 保障措置の着実な実施	25
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携（再掲）	26
VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化	27
1. 放射線防護対策の充実	27
2. 危機管理体制の充実・強化	30

平成 30 年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
I 原子力規制行政に対する信頼の確保	
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	
1.1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	I.1.1.①
1.2. 外部とのコミュニケーションの充実	I.1.2.①～④
2. 組織体制及び運営の継続的改善	
2.1. マネジメントシステムの本格的な運用	I.2.1.①
2.2. IRRS において明らかになった課題への対応	I.2.2.①
2.3. その他の組織体制及び運営の改善	I.2.3.①～⑥
3. 国際社会との連携	
3.1. 国際社会との連携	I.3.1.①②
4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応	
4.1. 法的支援・訴訟事務への着実な対応	I.4.1.①②
5. その他	
	I.5.
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	
(原子炉等規制法関係)	
1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	
1.1. 規制制度や運用の継続的改善	II.1.1.①～②
2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	
2.1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施	II.2.1.①
2.2. 実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施	II.2.2.①
2.3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施	II.2.3.①
2.4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施	II.2.4.①
2.5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	II.2.5.①
2.6. 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施	II.2.6.①②
2.7. 火山活動のモニタリングに係る検討	II.2.7.①②
2.8. 震源を特定せず策定する地震動に関する検討	II.2.8.①
2.9. もんじゅの廃炉に向けた取組の監視等	II.2.9.①
2.10. 東海再処理施設の廃止措置に向けた取組の監視等	II.2.10.①
2.11. 審査結果等の丁寧な説明	II.2.11.①
2.12. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施	II.2.12.①
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
3.1. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	II.3.1.①
(放射線障害防止法関係)	
4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善	
4.1. 放射線障害防止法に係る制度整備	II.4.1.①
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	
5.1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査	II.5.1.①
6. その他	
	II.6.

施策目標	PDCA 管理番号
Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	
1.1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	Ⅲ.1.1.①
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	
2.1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	Ⅲ.2.1.①②
3. 放射線モニタリングの実施	
3.1. 放射線モニタリングの実施	Ⅲ.3.1.①
4. その他	
	Ⅲ.4.
Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	
1.1. 規制基準の継続的改善	Ⅳ.1.1.①②
1.2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	Ⅳ.1.2.①
2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	
2.1. 安全研究の推進	Ⅳ.2.1.①～③
2.2. 国内外のトラブル情報の収集・分析	Ⅳ.2.2.①②
3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	
3.1. 人材の確保	Ⅳ.3.1.①～③
(人材の育成)	
3.2. 研修体系の整備	Ⅳ.3.2.①
3.3. 力量管理	Ⅳ.3.3.①
3.4. 知識管理	Ⅳ.3.4.①
4. その他	
	Ⅳ.4.
Ⅴ 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	
1. 核セキュリティ対策の強化	
1.1. 核セキュリティ上の課題への対応	Ⅴ.1.1.①～③
1.2. 核物質防護検査等の実施	Ⅴ.1.2.①②
2. 保障措置の着実な実施	
2.1. 保障措置の着実な実施	Ⅴ.2.1.①～⑤
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
3.1. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	Ⅴ.3.1.①
4. その他	
	Ⅴ.4.
Ⅵ 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化	
1. 放射線防護対策の充実	
1.1. 放射線審議会の調査審議	Ⅵ.1.1.①
1.2. 原子力災害対策指針の継続的改善	Ⅵ.1.2.①
1.3. 放射線防護に係わる安全研究の推進	Ⅵ.1.3.①
1.4. 放射線モニタリングの充実	Ⅵ.1.4.①～⑤
2. 危機管理体制の充実・強化	
2.1. 緊急時対応能力の強化	Ⅵ.2.1.①～③
2.2. 原子力事業者防災の強化	Ⅵ.2.2.①②
2.3. 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化	Ⅵ.2.3.①
3. その他	
	Ⅵ.3.

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、Ⅰ～Ⅵとする。

I 原子力規制行政に対する信頼の確保

1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

1. 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

①原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

- 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底する。
- 開示請求により開示した文書の公開について、優先度の高いものから順次手続きを進め実施する。また、任命要件に基づく自己申告を適切に運用する。

【評価の視点】

- ・ 年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、業務を行ったか。
- ・ 開示請求により開示決定をした原子力規制に関する行政文書の原子力規制委員会ホームページ上への公開を適切に行ったか。また、自己申告を適切に運用したか。

1. 2. 外部とのコミュニケーションの充実

①国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実

- 被規制者との安全性向上に係る意見交換を実施すること、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、地元関係者との規制上の諸問題に係る意見交換を実施すること、海外の専門家との意見交換を実施すること等により、国内外の多様な意見に耳を傾ける。
- 被規制者と面談を行った場合の議事要旨について、被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載とするとともに、面談予定の適切かつ合理的な管理を行う。

【評価の視点】

- ・ 年度を通じて国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行ったか。
- ・ 被規制者との面談について、面談内容の要点が伝わる議事要旨の作成及び面談予定の適切かつ合理的な管理を行ったか。

②情報管理システムの整備に向けた取組

- 米国 NRC の ADAMS (Agency Documents Access and Management System) を参考にした情報管理システムの整備について、平成 31 年度内の運用開始に向け、システム構築に係る予算概算要求及び調達手続きを着実に実施するとともに、平成 30 年度中に構築事業者の決定を行い、平成 31 年度の運用開始時期を明確化する。また、運用開始までにホームページ登録時におけるコンテンツの注意事項(用語の統一やファイル名の命名規則等)の整理を行う。

【評価の視点】

- ・ 年度内に構築事業者を決定し、運用開始時期を明確化させたか。
- ・ ホームページ登録時におけるコンテンツの注意事項について整理を行ったか。

③原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

- 社会的な要求の高まりなどを踏まえ、必要に応じて専門的内容について平易な言葉や理解しやすいイメージなどを用いて説明するコンテンツを作成する。また、ホームページの構成など外部からの要望について対応すべきものを見極めて対応することで情報発信の質の向上を図る。

【評価の視点】

- ・ 社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できたか。
- ・ 改善すべき点に適切に対応することができたか。

④被規制者とのコミュニケーションの充実

- 被規制者とのコミュニケーションを円滑に行うため、透明性を確保しつつ、新規制基準適合性審査会合、検討チーム等の議事録やその他ヒアリングでの指摘事項等を含む面談録について、適切な内容でかつ速やかに公開する。
- 経営責任者（CEO）との意見交換、原子力部門の責任者（CNO）との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を適時・適切に開催し、被規制者等とのコミュニケーションの充実を図る。
- 新検査制度の効果的な運用に向けて、検査現場で主体となる被規制者と検査官とのコミュニケーションがより一層充実したものとなるように、各種の情報や現場へのフリーアクセスを実践する環境整備を含め、試運用を段階的に実施するなどの準備を進める。

【評価の視点】

- ・ 各種会合の議事録並びに被規制者からの説明及び原子力規制庁からの指摘等を反映した適切な内容の面談録を速やかに公開できたか。
- ・ CEO との意見交換等を効果的に実施できるよう適切な頻度、日程、対象者、議題等の設定ができたか。
- ・ また、議題について、双方の認識の共有、進むべき方向性の確認等ができたか。
- ・ 新検査制度の施行に向けて、検査制度見直しに係る検討チーム等において、被規制者の参加を得て公開の場で議論を進めることや、被規制者の会議への積極的な陪席を始めとする状況把握、本庁と現地検査官との情報共有等、コミュニケーションを充実・強化できたか。

2. 組織体制及び運営の継続的改善

2. 1. マネジメントシステムの本格的な運用

①改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善

- 安全文化・核セキュリティ文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」（平成 28 年 11 月 22 日原子力規制委員会決定）に沿って、IRRS において明らかになった課題を踏まえつつ、マネジメントシステムの継続的な改善を行う。
- 特に、組織文化・安全文化（核セキュリティを含む）の醸成を図るため、受講するターゲット層（階層別、分野別など）を意識しつつ、原子力安全人材育成センターや他部署との取組と連携して、現地訪問型ワークショップやEラーニング等の研修プログラムの開発・実施、3. 11 等の節目における周知等、全員参加型研鑽運動を進める。
- また、平成 30 年度実施施策に関してマネジメントシステムと政策評価等との統合的な運用を引き続き実施するとともに、原子力規制委員会・規制庁の業務プロセス・業務マニュアル類を体系的・階層的に整理する。
- 内部監査については、監査対象部署又は監査テーマを適切に選び、計画的に進めるとともに、必要に応じて、個別の案件について点検を行う。

【評価の視点】

- ・ マネジメントシステム及び安全文化に関する研修プログラムを開発したか。
- ・ 安全文化に関する研修の受講率・ワークショップの参加率を上げることができたか。
- ・ 業務プロセス・業務マニュアル類を体系的・階層的に整理したか。
- ・ 内部監査を行い、業務改善につながる勧告・提言を行ったか。

2. 2. IRRS において明らかになった課題への対応

①IRRS で明らかになった課題に的確に対応

- 原子力規制委員会の組織体制及び運営の継続的改善のため、「IRRS において明らかになった課題への対応について（平成 28 年 4 月）」及び平成 30 年度業務計画に沿って、改善に向けた取組を実施する。
- また、IAEA による IRRS フォローアップ及び輸送の規制に関する評価の受検に向けて、庁内体制を構築し、IAEA や関係省庁と調整しつつ、準備会合（平成 30 年秋以降）等を通じて必要な準備を進める。

【評価の視点】

- ・ IRRS で明らかになった課題について、IRRS フォローアップミッションまでの対応スケジュールやアウトプットを明確にし、対応を計画的に進めたか。
- ・ IRRS フォローアップ及び輸送の規制に関する評価の受検（平成 31 年夏以降予定）に向けた自己評価の準備を着実に進めたか。
- ・ IRRS フォローアップミッションの受入れに向けて、IAEA や関係省庁と調整し、準備会合（平成 30 年秋以降）等を通じて必要な準備を着実に進めたか。

2. 3. その他の組織体制及び運営の改善

①原子力規制事務所への支援強化

- 本庁の関係部署間の統括調整機能の強化など、事務所への支援の強化を検討し、実施する。

【評価の視点】

- ・ 関係部署間の統括調整機能の強化等について、検討・実施したか。

②デジタル・ガバメント実行計画に係る取組

- 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）に則した電子行政の推進の観点から、デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）に沿って、行政手続のデジタル化等について中長期計画を策定し、取組を進めていく。

【評価の視点】

- ・ 中長期計画を策定し、取組を実施したか。

③行政事業レビュー等を活用した予算要求と執行の適正確保

- 平成 31 年度予算要求において、平成 30 年に実施する行政事業レビューの結果等を適切に反映させ、その内容の充実を図る。
- 予算執行については、業務量の増大や諸種法令の改正等を踏まえ、適正かつ効率的・効果的に行うことができるよう、業務遂行の方法、態勢等を見直す。

【評価の視点】

- ・ 行政事業レビューの結果等を平成 31 年度予算要求に適切に反映したか。
- ・ 予算執行の適正性向上と効率化を図ったか。

④働き方改革に係る取組

- 業務プロセスの見直しに伴うテレワークの利用拡大、年次有給休暇所得率向上等、働き方改革に積極的に取り組む。
- 改正労働者派遣法全面施行に向けて、業務の見直し、労働法規への対応強化に取り組む。

【評価の視点】

- ・ テレワークに適する業務の精査、PC の利便性向上、手続の簡素化等に取り組んだか。
- ・ 職員の年次有給休暇取得率を把握し、適切な目標を設定し、取得率を向上できたか。
- ・ 派遣、請負、委託等により業務を処理する際に、外部の者に処理させることの必要性、妥当性や労働法規上の適切性を判断したか。また、そのための体制を整えたか。

⑤行政文書の適切な管理

- 行政文書管理ガイドライン（内閣府）の改正を踏まえ、関係規定等の改正及び周知を行い、適切な文書管理（打合せ等の記録作成や電子文書の保存・整理・励行など）の徹底を図る。
- 旧行政組織の文書の整理を含め、行政文書ファイルの整理と登録を適切に進める。

【評価の視点】

- ・ 改正規定等の趣旨を周知徹底し、実施状況を確認したか。
- ・ 旧行政文書の整理と登録を適切に進め、整理状況について把握しているか。

⑥業務量と人的資源の最適化

- 上記①から⑤の業務（量、内容、処理方法）の見直しと並行して、これら業務を遂行するための人的資源の最適化を図る。

【評価の視点】

- ・ 上記①から⑤に掲げた計画を一体的に進めるため、従前の体制にとらわれず人員配置を行い、これら計画の実現に貢献できたか。
- ・ 上記①から⑤に掲げた個々の計画（評価の視点）が実現できたか。

3. 国際社会との連携

3. 1. 国際機関との連携

①国際機関との連携及び国際社会への貢献

- 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。
- その実施に当たっては、原子力規制庁全体でマネジメントし、継続的に二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、重要度に応じた原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底するため、引き続き国際室を中心に庁全体として取り組む。
- 特に、米国への原子力規制庁職員の派遣を含む米国規制機関との連携を円滑に実施するとともに、平成 30 年度 5 月 21 日から 6 月 1 日までの廃棄物等合同条約第 6 回検討会合における我が国及び各参加国のレビューに、関係省庁と協力しながら、庁全体で適切に対応・貢献していく。また、日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）の下での合同緊急時訓練を我が国でホストし、3 機関間の通報訓練を実施する等緊急時における 3 機関間の連携の強化に取り組む。

【評価の視点】

- ・ 国際社会における原子力安全向上に向けて相応の貢献を行うとともに、世界の知見等を情報収集し、必要に応じ、我が国の原子力規制の継続的改善に向けて適切な対応を行えたか。
- ・ 庁内の国際活動のマネジメント、情報共有、フォローアップ等のシステムが適切に機能しているか。

②国際人材の確保及び育成に係る取組

- 引き続き、国際人材の確保・育成に取り組む。
- 特に、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。

【評価の視点】

- ・ 国際人材、国際ピア・レビュー人材の質・量が向上したか。

4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応

4. 1. 法的支援、訴訟事務への着実な対応

①訟務事務、不服申立て事務についての着実な対応

- 原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務、不服申立て事務について関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や不服申立てに係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。
- また、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するため、新しい知見の収集を始め、それらに活用できる調査を行っていくこととする。

【評価の視点】

- ・ 年度を通じ、訴訟事務や不服申立て事務に係る業務量の推移に応じて体制を構築し、業務を遂行できたか。
- ・ 年度を通じ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。

②各部署の着実な法令等の立案及び運用支援

- 法令等の立案・作成や手続的な課題について検討を行い、改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。
- あわせて、必要に応じてマニュアル等を作成し、庁全体の法令等の立案技術の向上を図る。

【評価の視点】

- ・ 年度を通じ、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援したか。

II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

1. 1. 規制制度や運用の継続的改善

①法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討

- 廃止措置実施方針に係る関係法令の施行（平成 30 年 10 月 1 日）に向け、被規制者からの相談対応等をきめ細かく実施する。施行後は、被規制者における廃止措置実施方針の作成・公表の実施状況を確認するとともに、国民への情報提供の一層の向上のため、被規制者による廃止措置実施方針の公表状況を原子力規制委員会ホームページに掲載する。
- 原子力安全対策関連法改正法施行に合わせ、第二種廃棄物埋設事業に関する規則等の改正を行う。
- 新検査制度の運用準備については、検査制度見直しに係る検討チーム等における継続的な検討を行うとともに、平成 30 年 10 月の試運用開始までに、順次必要な規則案・ガイド案等を作成し、これらを試運用により改善する。
- 改正法施行までの間は、現行制度において可能な範囲で新制度の考え方を活用するよう、検査官等の間で議論を行い、運用上の工夫を行う（平成 30 年 1 月 10 日第 58 回原子力規制委員会における報告事項）。
- 新検査制度の運用の検討状況を踏まえ、検査制度が円滑に運用されるように現行の検査に係るガイド、マニュアル等についても適切な改善を図る。

【評価の視点】

- ・ 被規制者による廃止措置実施方針の作成・公表に当たり、被規制者からの相談に対してきめ細かな対応を行ったか。また被規制者の公表情報を速やかに原子力規制委員会ホームページに掲載したか。
- ・ 第二種廃棄物埋設事業に関する規則等の改正に向けた検討を行い、適切に改正を行えたか。
- ・ 検討チーム等において、新検査制度の運用準備について、必要な検討を行うことができたか。
- ・ 新検査制度の運用に向けた文書案等を準備できたか。
- ・ 試運用にて確認された問題点について継続的に対応することができたか。
- ・ 新検査制度の運用の検討状況を踏まえ、現行制度での必要な改善を実施できたか。

②被規制者との安全性向上に係る意見交換

- 経営責任者（CEO）との意見交換、原子力部門の責任者（CNO）との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を適時・適切に開催し、被規制者等とのコミュニケーションの充実を図る。

【評価の視点】

- ・ 効果的に実施できるよう適切な頻度、日程、対象者、議題等の設定ができたか。また、議題について、双方の認識の共有、進むべき方向性の確認等ができたか。

2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

2. 1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

①実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

- 新規制基準適合性審査に係る被規制者からの申請（特定重大事故等対処施設に係る申請を含む。）について、厳正かつ適切に審査を実施する。
- 審査の進捗や被規制者の対応状況等を踏まえ、必要に応じて適時に審査体制を見直す。
- 工事計画等の後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議するなど、効果的かつ効率的に審査を進める。
- 基準の明確化等の観点から、審査を通じて得られた知見や経験のうち審査基準等に反映すべきものが適切に抽出されるよう審査官における活発な議論を行うとともに関係部署との連携等を推進する。
- 新規制基準適合性に係る検査については、審査部門との連携を図り、認可された工事計画に従って行われていること等を厳正かつ適切に実施する。

【評価の視点】

- ・ 被規制者からの申請について、厳正かつ適切に新規制基準適合性審査を実施したか。
- ・ 審査の進捗や被規制者の対応状況等を踏まえ、必要に応じて適時に審査体制を見直したか。
- ・ 地震・津波等について、施設ごとの立地特性を踏まえた審査が行われたか。
- ・ 工事計画等の後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議したか。
- ・ 審査を通じて得られた知見や経験のうち審査基準等に反映すべきものを適切に抽出し、基準改正等を行うよう取り組んだか。
- ・ 審査の状況を把握した上で、厳正かつ適切に検査を実施できたか。

2. 2. 実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施

①実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施

- 廃止措置計画認可申請も含め新規制基準適合性審査以外の審査、検査及び安全性確認についても連携を図りながら、適切に実施していく。
- 施設の状況を踏まえ、保安検査等を適切に実施し、被規制者の保安規定の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて注意、指導等を行う。
- その際、リスクを考慮して検査対象を選定するなど原子力安全の影響の程度等を踏まえたグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新検査制度の運用を見据え、現行の検査制度において実施可能な事項については、検査制度の検討の進捗に合わせて随時取り入れていく。

【評価の視点】

- ・ 法令に基づき厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施できたか。
- ・ 施設の状況を踏まえた保安検査等を実施できたか。
- ・ 被規制者の保安活動に問題等が確認された場合、原子力安全への影響の程度等を踏まえて注意、指導等の対応を実施したか。

2. 3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

①核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

- 新規制基準の適合性審査に関し、既に申請された施設や、今後新たに申請される核燃料施設等について、申請者における作業進捗を確認しつつ、施設のリスクの大きさを考慮したグレーデッドアプローチを適用し、厳正かつ適切に審査、検査等を実施する。

【評価の視点】

- ・ 施設のリスクの大きさを考慮したグレーデッドアプローチを適用し厳正かつ適切に審査、検査等を実施できたか。
- ・ 施設ごとの立地特性を踏まえた審査を実施できたか。

2. 4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施

①核燃料施設等に係る保安検査等の実施

- 新規制基準適合性審査以外の審査、検査及び安全性確認についても前年度の是正処置を踏まえ遅滞なく適切に実施していく。また、廃止措置計画認可申請が行われた場合は施設や申請の特徴を踏まえつつリスクに応じた審査、検査を適切に行うとともに、適正期間に処分等を行う。
- 保安検査等を適切に実施し、被規制者の保安規定等の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて注意、指導等を行う。また保安検査等の実施に当たっては、リスクを考慮して検査対象を選定するなど原子力安全の影響の程度等を踏まえたグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新検査制度の運用を見据え、現行の検査制度において実施可能な事項については、検査制度の検討の進捗に合わせて随時取り入れていく。
- 特に、高速増殖炉もんじゅ及び東海再処理施設については、廃止措置の状況を踏まえ、施設の老朽化を踏まえた維持管理すべき機器等の保守管理が行われ、廃止措置作業が適切に行われているか確認する。

【評価の視点】

- ・ 法令に基づき厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施できたか。
- ・ 施設の状況を踏まえた保安検査等を実施できたか。
- ・ 被規制者の保安活動等に問題等が確認された場合、原子力安全への影響の程度等を踏まえて注意、指導等の対応を実施したか。
- ・ 高速増殖炉もんじゅ及び東海再処理施設について、廃止措置の状況を踏まえた保安検査等を実施できたか。

2. 5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

①原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

- 原子力施設で発生したトラブルに対し、被規制者が行う原因究明と再発防止対策の適切性について、規制当局として独立した立場で確認するとともに、その評価においては、潜在的な安全上の影響も考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を加えるなど、平成 29 年度第 63 回原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 31 日）資料 1-2 に沿った評価を行っていく。その際、最終報告までに時間を要する事案については、原子力規制委員会に対処方針を諮るなど、透明性をもって進捗するよう対処する。

【評価の視点】

- ・ 独立した立場で平成 29 年度第 63 回原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 31 日）資料 1-2 に沿った評価を行ったか。
- ・ 検討状況等について必要に応じて原子力規制委員会に報告し、対処方針を諮ったか。

2. 6. 実用発電用原子炉の運転期間延長認可等に係る審査の実施

①実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施

- 被規制者からの運転期間延長認可の申請について、厳正かつ適切に審査を実施する。

【評価の視点】

- ・ 運転期間の満了時期を念頭に置きつつ、厳正かつ適切に審査を実施したか。

②実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施

- 被規制者からの高経年化技術評価等に係る保安規定変更認可申請について、厳正かつ適切に審査を実施する。

【評価の視点】

- ・ 厳正かつ適切に審査を実施したか。

2. 7. 火山活動のモニタリングに係る検討

①原子炉の停止等に係る判断目安の検討

- 火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安について、計画的に必要なデータを収集すること等により、原子炉火山部会において検討を進め、一定の見解を取りまとめる。

【評価の視点】

- ・ 原子炉火山部会における検討を進めるために必要なデータ収集等が計画的に行われ、十分なデータ収集等がなされたか。
- ・ 原子炉火山部会における検討を計画的に進め、原子炉の停止等に係る判断の目安の策定に向けた検討が十分に進み、一定の見解が取りまとめられたか。

②原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価

- 原子炉設置者によるモニタリング結果について、評価を行う。

【評価の視点】

- ・ モニタリングを実施している原子炉設置者からの報告を適切に評価できたか。

2. 8. 震源を特定せず策定する地震動に関する検討

①震源を特定せず策定する地震動に関する検討

- 震源を特定せず策定する地震動について、必要なデータを収集・分析し、検討チームにおいて検討を進め、一定の見解を取りまとめる。

【評価の視点】

- ・ 検討チームにおける検討に必要なデータを収集し、適切な分析がなされたか。
- ・ 検討チームにおける検討が進み、一定の検討結果を取りまとめられたか。

2. 9. もんじゅの廃炉に向けた取組の監視等

①高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応

- 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置が安全かつ着実に進むよう、廃止措置計画を厳正に審査するとともに、監視チーム会合等を順次実施する。

【評価の視点】

- ・ 監視チーム会合の実施、廃止措置計画の審査等を適時適切に実施したか。

2. 10. 東海再処理施設の廃止措置に向けた取組の監視等

①東海再処理施設の廃止措置に係る対応

- 東海再処理施設の廃止措置が安全かつ着実に進むよう、廃止措置計画を厳正に審査するとともに、廃止措置の審査基準の改定等を適時適切に実施する。また、当該施設の廃止に向けた取組について、その対応状況を確認するとともに機構の廃棄物処理・処分への取組を監視チームで適切に確認していく。

【評価の視点】

- ・ 廃止措置計画の審査等を適時適切に実施したか。

2. 11. 審査結果等の丁寧な説明

①新規制基準適合性審査の結果等の丁寧な説明

- 新規制基準適合性審査の結果等について、立地自治体等の要請を踏まえて、丁寧に分かりやすく説明を行う。

【評価の視点】

- ・ 説明用資料の作成や説明に際し、原子力に精通していない方にも理解していただけるよう工夫を凝らしたか（例：略語を使用しなかったか、背景・経緯等を説明したか等）。

2. 12. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施

①安全性向上評価に関するガイドの充実と制度の適切な実施

- 被規制者からの安全性向上評価届出について、平成 29 年度第 59 回原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 17 日）で了承された安全性向上評価届出に係る改善事項を踏まえた被規制者の対応状況について確認を行う。
- 「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の充実のため、確率的リスク評価手法の技術的知見を収集する。

【評価の視点】

- ・ 被規制者からの届出について適切に確認し、改善に向けた議論ができたか。
- ・ 技術基盤グループで検討を進めている再処理及び加工施設のリスク評価手法の例をフォローしつつ、運用ガイドの見直しに向けた検討を行えたか。

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

3. 1. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

①原子力安全と核セキュリティの調和に係る適切な実務に向けての取組

- 特定核燃料物質の防護等に関する秘密を取り扱う者に対する信頼性確認のための制度について、原子力規制部内での運用方針を定める。
- 防護措置及び保障措置による原子力安全への悪影響を防止するための措置について検討する。

【評価の視点】

- ・ 信頼性確認のための制度について、運用方針を定め、その方針に沿って適切に運用したか。
- ・ 防護措置及び保障措置活動による原子力安全への悪影響を防止するための措置の導入に向けた十分な検討を行ったか。

4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善

4. 1. 放射線障害防止法に係る制度整備

①放射線障害防止法に係る制度整備の促進

- 改正法第4条関係法令の施行を踏まえ、事業者への周知、説明を引き続き実施するとともに、RI施設の危険時における被ばく傷病者対応のマニュアル作成等、オフサイト対応機関との連携について関係機関と調整を実施する。
- 改正法第5条関係法令の公布に向けて、関係規則等の改正を含めた詳細な制度運用の検討を行うとともに、公布後は施行（平成31年9月予定）に向けて防護管理者講習の実施やガイドラインの作成等必要な準備を実施する。
- 眼の水晶体の新たな等価線量限度の取り入れを行うとともに、モニタリングの品質保証の規制への取り入れについて検討を行う。また、クリアランスにおける濃度確認方法の検討等、制度の運用に向けた調査・検討を進める。
- 法改正を踏まえた規制制度の検討及び運用において、グレーデッドアプローチを適用し、適切な規制を実施する。
- 改正法第5条改正により放射線障害防止法に新たに防護措置の規制が加わることを踏まえ、セーフティに係る規制とセキュリティに係る規制が業務運営において連携できるよう、事務体制の構築や人材育成を図る。

【評価の視点】

- ・4条改正に関し、施行及びIRRSの指摘を踏まえた取組を円滑かつ着実に実施するとともに、RI施設の危険時における被ばく傷病者対応のマニュアル作成等、オフサイト対応機関との連携について関係機関と調整ができたか。
- ・5条改正に関し、関係規則等の公布及び施行（平成31年9月予定）に向けて防護管理者講習の実施やガイドラインの作成等必要な準備ができたか。
- ・眼の水晶体の新たな等価線量限度、モニタリングの品質保証の規制への取り入れ、また、クリアランスにおける濃度確認方法の検討、取り入れができたか。
- ・規制要求において、グレーデッドアプローチを適用し、適切な規制が講じられたか。
- ・セーフティとセキュリティの規制業務において、円滑な情報共有や連携した取組ができたか。また、検査官等の人材育成に適切に取り組んだか。

5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

5. 1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査

①放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査

- 国内に約 8,000 ある放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請等について、放射線障害防止法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約 250 件の立入検査を厳正かつ適切に行う。
- 平成 29 年度に立入検査を実施していない全体（17 機関）の半数程度の登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に行う。
- 審査及び立入検査を円滑に実施するため、審査・検査ガイドを作成するとともに、放射線検査官の力量向上を図る。

【評価の視点】

- ・ 審査及び立入検査について、審査・検査ガイドライン等を作成したか。また、審査及び立入検査を、事業者のリスクに応じて厳正かつ適切に実施できたか。
- ・ 事業者等への立入検査等を通じて、放射線検査官の力量向上が図れたか。
- ・ 登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に実施できたか。

Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

1. 1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

①東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成30年度3月版)に示された一つひとつの目標が早期に達成されるよう規制当局として取り組むとともに、これまでの進捗を踏まえつつ、特定されたリスクを重点的に、東京電力に実施を求め、その状況を監視する。
- 実施計画の変更認可申請に対する審査を行い、認可した実施計画に従って工事の実施や保安のために必要な措置が適切に実施されていることを厳正かつ適切に確認する。
- 審査の観点を整理したガイドを試行的に作成し、審査の円滑化を図る。
- 東京電力福島第一原子力発電所に係る検査については、審査部門との連携を図り、認可した実施計画に従って行われていること等を厳正かつ適切に実施する。

【評価の視点】

- ・ 中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導したか。
- ・ 実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可を円滑に進めることができたか。
- ・ 試行的な審査ガイドを作ることができたか。
- ・ 審査の状況を把握した上で、厳正かつ適切に検査ができたか。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

2. 1 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

①継続的な事故の分析

- 東京電力による調査の進捗状況を確認し、必要に応じて現地調査等を実施するとともに、福島第一原子力発電所内の1～4号機建屋およびその周辺、敷地内全体の高線量箇所の測定、及び主な放射線源の特定、高線量化している原因の特定を行う。なお、その際得られた結果等については国内外を問わずに論文や発表の形で成果を発信していく予定。

【評価の視点】

- ・ 東京電力による調査の進捗状況を適切に確認できたか。また、事故分析を困難にしている高線量箇所の測定、及び主な放射線源の特定、高線量化している原因の特定が実施できたか。

②事故の分析に係る情報発信等の取組

- 事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。特に、新規のOECD/NEA/CSNIの調査研究活動の設立を主導するとともに、分析結果等の情報発信をする。

【評価の視点】

- ・ 事故の分析に係る新規のOECD/NEA/CSNIの調査研究活動の設立を主導するとともに、結果等を海外へ情報発信し、国際的な原子力の安全向上に貢献できたか。

3. 放射線モニタリングの実施

3. 1 放射線モニタリングの実施

①東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施

- 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、それらの結果を取りまとめて分かりやすく情報提供する。
- IAEA と共同で海水及び海底土を対象とした試験所間比較分析を実施し、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。
- 福島県内の学校等に設置されているリアルタイム線量測定システムについて、配置の見直しを行う。

【評価の視点】

- ・ モニタリング結果を遅滞なく公表できたか。
- ・ IAEA との共同モニタリングを実施したか。
- ・ リアルタイム線量測定システムの再配置が適切に実施されたか。

IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

1. 1. 規制基準の継続的改善

①規制基準の見直し

- 最新知見及びその重要性・緊急性を勘案し、必要に応じて随時基準等の見直し等の検討を行う。
- 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵に関する基準の見直しに関して、第1四半期に必要な規則等・ガイドの改定等を行う。
- 安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドについて、新品質管理基準規則の検討状況及び検査制度の見直しに関する試運用のスケジュールを踏まえ、上期末を目途にガイドに記載すべき事項の取りまとめを行う。
- 随時見直し等の対象とならなかった基準等についても、「規制基準等の見直しに係る課題と対応について」（平成28年11月22日原子力規制委員会資料3）に基づき、新規制基準適合性審査の経験等も踏まえつつ、各基準等の見直しの要否等を整理し、年度内を目途に見直し計画を策定する。

【評価の視点】

- ・ 最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行っているか。
- ・ 期限内までに実施できたか。

②民間規格の活用

- 民間規格の活用の在り方について、学協会との意見交換も踏まえ、第1四半期を目途に課題・論点を整理し、原子力規制委員会において検討を諮り、その結果に基づき技術評価の計画の見直しを行う。
- また、維持規格の技術評価について、第2四半期を目途に技術評価書の策定、技術基準規則解釈の改正等を行う。

【評価の視点】

- ・ 期限内までに実施できたか。

1. 2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

①廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

- 中深度処分及び浅地中処分について、規制基準等の骨子案についてとりまとめた後、規制基準等を年内に策定する。
- IRRSにおける課題である原子力施設の廃止措置後のサイト解放の基準案について、年内を目途に取りまとめる。

【評価の視点】

- ・ 期限内までに実施できたか。

2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

2. 1. 安全研究の推進

①安全研究の積極的な実施

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（平成 28 年 7 月 6 日原子力規制委員会）及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成 30 年度以降の安全研究に向けて）」（平成 29 年 7 月 5 日原子力規制委員会）（以下、「実施方針等」という）に基づき安全研究を実施する。その際、安全研究に係る予算の適切な執行管理を行う。また、得られた成果については速やかに取りまとめを行い公表する。

【評価の視点】

- ・ 実施方針等に基づいた安全研究が実施できたか。
- ・ 安全研究の成果を速やかに取りまとめを行い公表することができたか。

②安全研究の評価及び方針の策定

- 安全研究プロジェクトに関し、評価のあり方を検討の上、7 月を目途に事後評価等を実施する。また、平成 31 年度以降の安全研究について、8 月を目途に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成 31 年度以降の安全研究に向けて）」を策定する。
- 前及び中間評価については 10 月を目途に、年次評価についてマネジメントシステムの中で年度末までにそれぞれ実施し、その結果を研究内容等に反映させる。

【評価の視点】

- ・ 期限内までに実施できたか。

③共同研究プロジェクト活動への参画

- 構築した日本原子力研究開発機構安全研究センターと相互の人材交流の枠組みを活用し引き続き人材交流を行うとともに、共同研究を推進する。また、二国間又は多国間の研究に関する国際活動に協力して参画する。

【評価の視点】

- ・ 積極的に人材交流を行うとともに、共同研究を進めたか。
- ・ 二国間又は多国間の研究に関する国際活動に協力して参画を行ったか。

2. 2. 国内外のトラブル情報の収集・分析

① 国内外のトラブル情報に係る収集・分析

- 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析・スクリーニングするとともに、技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、スクリーニング結果の妥当性の検討を行った上で、その結果を原子力規制委員会に報告する。

【評価の視点】

- ・国内外の事故・トラブル情報の収集の際、積極的に国際的枠組みや二国間の枠組みを用いたか。
- ・技術情報検討会、両審査会を定期的に開催できたか。その上で両審査会から受けた助言を含め原子力規制委員会に報告できたか。

② 収集・分析した情報の規制制度への反映等

- スクリーニングや審査を通じて抽出され規制制度への反映が必要とされた事項について、原子力規制部内及び技術基盤課との連携を図りつつ、適切に基準化・制度化の作業を進める。

【評価の視点】

- ・規制制度への反映が必要とされた事項については、関係部署とともに計画的に適切に対応できたか。

3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

3. 1. 人材の確保

① 実務経験者に関する人材確保

- 安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の採用を計画的に実施する。特に、平成 30 年度に増員となった定員分について、年度中に充足するように職員の採用を進める。

【評価の視点】

- ・採用計画に基づき、必要とする分野の人材を確保できたか。
- ・平成 30 年度増員分相当の 22 名程度の採用者数を確保できたか。

② 新規採用者に関する人材の確保

- 原子力規制庁独自の採用試験を有効活用しつつ、今後の活躍が期待できる若手職員を採用する。これら若手職員の採用に当たっては、第 4 次男女共同参画基本計画に定める目標を踏まえ、女性職員を積極的に採用する。

【評価の視点】

- ・応募者を増やす取組を行い、多様な専門分野から 20 名程度の採用者数を確保できたか。
- ・国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 30%以上とできたか。

③原子力規制人材育成事業に関する取組

- 原子力規制・原子力安全を担う人材を確保・育成するため、原子力規制人材育成事業を平成30年度も継続して実施する。

【評価の視点】

- ・ 効率的・効果的な事業を推進するため、審査評価委員会での委員意見を事業に反映できたか。
- ・ 事業者を集めた意見交換会を開催し、事業実施状況の共有や、意見交換などを行い事業の効果的な運用に資することができたか。

3. 2. 研修体系の整備

①新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備

- 新資格制度について、資格付与に係る事務を着実に実施するとともに、4月からの新資格課程を開始する。また、有資格者向けの課程の充実を図る。
- 研修・訓練の有効性を体系的に適切に評価する方を整理し、指標も活用し研修・訓練の効果を測定するとともに、その結果を用いて評価・改善につなげていく。
- 計測機器類の作動原理等を体得する研修を開発し、原子力安全研修所なども活用し、知識・技能の向上を図る。

【評価の視点】

- ・ 既存検査官について新検査制度に係る教育訓練により適切に育成できているか。
- ・ 平成30年4月の新資格課程により訓練生を適切に育成できているか。また、カリキュラムや運用が効果的なものとなっているか。
- ・ 中級・上級の資格課程の制度設計を行い、一部の課程について開始できたか。
- ・ 整理した研修の有効性評価は適切に評価、改善できるものだったか。
- ・ 計測機器類の作動原理等を体得する研修を開発できたか。
- ・ 原子力安全研修所の稼働率は70%以上であったか。

3. 3. 力量管理

①力量管理の運用と研修内容の充実（研修体系の整備）

- 現行の検査官等に係る業務の標準キャリアマップについて、順次必要な改修を行って新資格制度に対応するよう整備する
- 引き続き、検査官等以外の力量管理の試行運用を継続し、力量管理の運用及び標準キャリアマップ改善を図っていく。
- 研修・力量管理システムについて新資格課程とリンクしたものとするようシステム改修を行う。

【評価の視点】

- ・ 検査制度設計中のものを除き任用資格の標準キャリアマップを整備できたか。
- ・ 検査官等以外の力量管理の試行運用により力量管理の運用及び標準キャリアマップ改善を図れたか。
- ・ 改修した研修・力量管理システムが新資格課程の運用に有効であったか。

3. 4. 知識管理

①知識伝承・知識管理の推進

- 引き続きセミナーの開催などを通じて行政経験の伝承を行うとともに、原子力規制委員会が保有する行政や技術に関する知識の伝承及び管理を進める。
- 平成 29 年度から開始した各課室における知識管理に係る年度計画の実績評価の実施プロセスを進め、課題・改善事項等を整理し、各課室の取組への反映について検討する。
- 知識管理の支援 IT ツールである知識ポータル^①の普及や活性化を図る対応をする。

【評価の視点】

- ・ 知識管理の PDCA サイクルが有効に機能し、知識の伝承・共有が進んだか。
- ・ 知識ポータルが庁内知識管理活動において有効に活用されたか。

V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

1. 核セキュリティ対策の強化

1. 1. 核セキュリティ上の課題への対応

①IAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応

- 平成27年2月に受け入れたIAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項を改善するため、平成30年秋のIPPASフォローアップミッションに向け、所要の規則改正等又はその方針策定を行うとともに、受入れに関する各種準備を進める。

【評価の視点】

- ・ 各改善事項を達成し、又はその方針を決定できたか。
- ・ IPPASフォローアップミッション受入れを適切に行うことができたか。

②職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施

- 職員の核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員各自が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行うとともに、一層の浸透と醸成のための新たな方策を導入する。

【評価の視点】

- ・ 一層の浸透と醸成のための新たな方策を導入できたか。
- ・ 研修等を計画的かつ適切に実施できたか。

③内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査

- 防護区域内への監視装置の設置に伴う、核物質防護規定の変更認可申請書の審査を適切な期間で、厳正に行うとともに、個人の信頼性確認制度を含む内部脅威対策については、試験研究用等原子炉施設設置事業者等に対する制度の導入について検討を進める。

【評価の視点】

- ・ 監視装置の設置に伴う審査を適切な期間で厳正に実施できたか。
- ・ 試験研究用等原子炉施設設置事業者等に対する個人の信頼性確認制度を含む内部脅威対策の導入について検討を進めることができたか。

1. 2. 核物質防護検査等の実施

①核物質防護検査等の厳格な実施

- 個人の信頼性確認の取組状況、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等について、引き続き核物質防護検査等において厳格に確認していく。また、核物質防護対策官の本庁における効果的な運用が可能な体制を整備する。

【評価の視点】

- ・ 核物質防護検査等を厳正かつ適切に実施できたか。
- ・ 核物質防護対策官の効果的な運用が可能な体制を整備することができたか。

②核物質防護訓練の充実に向けた取組

- 核物質防護事案の発生を想定した侵入者の検知・遅延・対応に係る体制の確認に加えて、原子力施設の安全面への影響の把握や原子力規制庁と事業者の連携について訓練する。

【評価の視点】

- ・ 訓練を適切に実施させることができたか。

2. 保障措置の着実な実施

2. 1. 保障措置の着実な実施

①我が国の保障措置活動の着実な実施

- IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行する。
- 原子力安全に係る措置、核物質防護に係る措置及び保障措置に係る措置が相互に悪影響を及ぼすことがないように、それぞれの措置の調和を図りつつ、相乗的効果を発揮するための情報の有機的な活用方法について、庁内関係部局及び関係機関とともに整理する。

【評価の視点】

- ・ IAEAによる保障措置拡大結論（「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論）が得られたか。
- ・ 保障措置機器の取扱いについて関係者間で整理ができたか。

②東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

- 東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動等について、IAEA等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ継続して実施する。

【評価の視点】

- ・ IAEAによる保障措置拡大結論（「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論）が得られたか。

③新たな保障措置検査項目に係る検討

- IAEAによる国レベル保障措置手法の策定に伴って今後改訂が予定されている個別保障措置手法に付随する査察実施手順書の検討を進め、必要な措置を講じるとともに、改訂された手法の実施に際しては、指定保障措置検査等実施機関等との連携を図る。

【評価の視点】

- ・ IAEAと合意するにあたり、適切な時期に効果的な対応が講じられたか。

④我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成

- 我が国の保障措置の取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信していく。
- 原子力規制委員会の英語版ホームページの内容等の充実を図る。
- 関係機関との連携を強化するとともに査察官教育訓練内容の検討を継続し、保障措置人材の育成を図る。

【評価の視点】

- ・ 我が国の保障措置の取組に関する発信内容が、国際社会における我が国に対する信頼醸成に資するものとなっているか。
- ・ 採用、教育及びIAEA等への派遣等が計画的かつ効果的に行われているか。

⑤原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督

- 原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターで発生した情報セキュリティ対応の不備を踏まえ、情報セキュリティを含めた同センターのガバナンス体制の確立・強化の状況を適宜確認するとともに、定期的な進捗状況の確認や立入検査等を通じて、必要な指導・監督を行う。

【評価の視点】

- ・ 核物質管理センターにおけるガバナンス体制が強化されたか。
- ・ 暫定的な対策が着実に実施しているか。本格的な対策の準備が着実に進捗しているか。

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携（再掲）

①原子力安全と核セキュリティの両立のための効率的な連携（再掲）

- 特定核燃料物質の防護等に関する秘密を取り扱う者に対する信頼性確認のための制度について、原子力規制部内での運用方針を定める。
- 防護措置及び保障措置による原子力安全への悪影響を防止するための措置について検討する。

【評価の視点】

- ・ 信頼性確認のための制度について、運用方針を定め、その方針に沿って適切に運用したか。
- ・ 防護措置及び保障措置活動による原子力安全への悪影響を防止するための措置の導入に向けた十分な検討を行ったか。

VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

1. 放射線防護対策の充実

1. 1. 放射線審議会の調査審議

①放射線審議会の調査審議

- 放射線審議会が昨年度より検討を進めてきた事項について、審議会の事務局を務める原子力規制庁は審議会の方針に基づき以下のとおり対応する。
 - ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故以降の放射線防護に係る基準に関し、審議会の方針に基づき状況等を整理し、審議会に報告する。
 - ・ ICRP2007年勧告に関する検討課題について、実態等の調査を進め、審議会に報告する。
 - ・ 行政機関から諮問を受ける際には、昨年度に審議会が取りまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理」に沿った内容であることを確認し、審議会に報告する。
 - ・ 昨年度に取りまとめた水晶体の線量限度に関する関係行政機関に対する意見具申の対応状況をフォローする。
- 関係省庁連絡会等を活用して、放射線審議会と関係行政機関の間の意思疎通を一層図り、諮問内容や最新知見等の規制への反映が迅速かつ効率的に実施できるよう貢献する。

【評価の視点】

- ・ 審議会が検討を進めてきた事項について、事務局に指示された内容の調査等を遅滞なく進めその結果を審議会に報告し、審議会が課題をまとめることに貢献することができたか。
- ・ 関係行政機関との意思疎通を積極的に図るため、関係省庁連絡会の開催等により情報共有を行うことができたか。

1. 2. 原子力災害対策指針の継続的改善

①原子力災害対策指針の継続的改善

- 最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう、原子力災害対策指針について、我が国における包括的判断基準（GC）設定の必要性等を検討する。
- 原子力災害時における医療体制について、整備に着手してから3年が経過することを踏まえ、整備の促進及び機能の強化に向けた取組を進める。

【評価の視点】

- ・ 我が国における GC 設定の必要性及び IAEA 技術文書 EPR-NPP-OILs (2017) に基づく OIL 導出の必要性等について検討を行い、原子力災害対策指針へ反映したか。
- ・ 原子力災害時における医療体制の整備の促進のため、各支援センターを通じて道府県の原子力災害拠点病院の指定等に係る各種支援を行ったか。
- ・ 原子力災害時における医療体制の機能強化のため、原子力災害対策指針等の所要の改定を行ったか。

1. 3. 放射線防護に係わる安全研究の推進

①放射線防護に係わる安全研究の推進

- 「放射線安全規制研究戦略的推進事業」に関し、規制の改善に必要な科学的知見を得ることのみならず、事業の執行管理を適切に行うとともに、プロジェクトの所要の評価も確実に行う。

【評価の視点】

- ・平成30年度事業において、規制の改善に寄与する成果の確認、及びプロジェクト（新規・継続）の採択、進捗管理、事後評価等を着実に行うことができたか。
- ・平成31年度事業を早期に開始できるように重点テーマの選定及び公募を行うことができたか。

1. 4. 放射線モニタリングの充実

①原子力施設周辺等における緊急時モニタリング体制の充実

- 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMISES）については、緊急時モニタリング結果を迅速に把握し、活用するための機能整備や、平成32年度に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。
- 緊急時における航空機モニタリングについて、引き続き、原子力総合防災訓練等を通じて関係省庁との連携の強化に努める。
- 引き続き「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施するとともに、今後の訓練の高度化に向けた検討を行う。

【評価の視点】

- ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMISES）について、緊急時モニタリング結果を迅速に把握し、活用するための機能整備が図られたか。また、年度内に調達手続きを実施し整備事業者を確定したか。
- ・緊急時における航空機モニタリングについて、原子力総合防災訓練等を通じて関係省庁と連携を強化したか。
- ・「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施したか。

②全国の環境中の放射線等の測定

- 地方公共団体等と連携して全国環境中の放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、原子力施設周辺においては、放射線及び放射能の調査体制を確保し、その結果についてホームページで情報提供する。また、適切なモニタリング体制を確保するため設備等の更新を順次実施する。
- 関係機関と連携し、国外における原子力関係事象をモニタリングできる体制を確保する。

【評価の視点】

- ・ 地方公共団体等と連携して確実に測定・監視等ができたか。また、適切なモニタリング体制を確保するため設備等の更新を順次実施できたか。
- ・ 国外における原子力関係事象をモニタリングできる体制を確保できたか。

③東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施（再掲）

- 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、それらの結果を取りまとめて分かりやすく情報提供する。
- IAEAと共同で海水及び海底土を対象とした試験所間比較分析を実施し、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。
- 福島県内の学校等に設置されているリアルタイム線量測定システムについて、配置の見直しを行う。

【評価の視点】

- ・ モニタリング結果を遅滞なく公表できたか。
- ・ IAEAとの共同モニタリングを実施したか。
- ・ リアルタイム線量測定システムの再配置が適切に実施されたか。

④原子力艦寄港地の放射線モニタリング

- 原子力艦寄港地において、関係機関と連携して、原子力艦寄港時及び定期的に環境放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、ウェブサイトで情報提供する。
- 原子力艦寄港地における適切なモニタリング体制を確保するため、モニタリング局舎・架台等の設備の更新を順次実施する。
- 原子力艦寄港地における緊急時モニタリング計画の策定を段階的に進めるとともに、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMISES）を活用した防災訓練を実施する。

【評価の視点】

- ・ 関係機関と連携して確実にモニタリングが実施できたか。
- ・ モニタリング局舎・架台等の更新が適切に実施できたか。
- ・ 原子力艦寄港地における緊急時モニタリング計画の策定を段階的に進められたか。また、訓練等を通じた改善点の検討が行われたか。また、訓練等を通じ、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMISES）を活用できることを確認できたか。

⑤モニタリングの技術的事項の検討

- モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を開催し、放射能測定法シリーズの継続的な改訂作業、モニタリングの品質保証の制度作りの検討及び緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）の解説の策定を行う。

【評価の視点】

- ・放射能測定法シリーズ2本の改訂ができたか。
- ・個人線量に係るモニタリングの品質保証の認定制度が開始できたか。
- ・緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）の解説の策定ができたか。

2. 危機管理体制の充実・強化

2. 1. 緊急時対応能力の強化

①平時における危機管理体制の明確化・体系化

- 平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令系統（対応要員に対する業務としての位置付け）の明確化・体系化を進める。また、対応要員に対する力量管理及び評価・改善を体系的に実施できる仕組みを整備する。

【評価の視点】

- ・上期中に平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令系統を明確化し、体系化を整理できたか。
- ・上期中に危機管理対応業務に関する業績評価の仕組みを整備できたか。
- ・年度内に危機管理対応業務に関する訓練・研修の体系を整理し、力量管理の仕組みを整備できたか。

②危機管理対応に関するマニュアルの整備

- 各種危機管理対応マニュアル等について、他のマニュアル等との関連や体系の在り方などの視点を踏まえつつ、常に最適なものになるよう見直しを実施する。
- また、国民保護措置や首都直下地震時の対応など、事態の蓋然性を考慮し対応マニュアル等の整備を進める。

【評価の視点】

- ・上期中に各種事案の性質や内容に応じた初動対応の在り方について、関係部署と連携した上で蓋然性の高い事態を優先して検討できたか。また、年度内に当該検討の結果をマニュアルに反映できたか。
- ・既存の防災計画と業務継続計画との関連、整合性について、関係部署と連携して課題を整理した上で、年度内に、必要な見直しを検討できたか。

③防災訓練における機能強化の充実

- 危機管理対応業務に携わる関係職員の能力の維持向上のため、総合防災訓練や原子力事業者防災訓練等の機会を通じて定期的に様々な訓練を実施する。また、訓練の結果を踏まえ、課題を抽出し、運用の改善及びマニュアルの改定につなげる。

【評価の視点】

- ・ 要員配置の変更及び機器の更新に伴う関係職員の機器操作能力の維持向上のため、機器操作の習熟周知を図るとともに、総合防災訓練や事業者防災訓練の機会を利用することを含め、定期的な訓練機会（平均月1回以上）を設定できたか。
- ・ 総合防災訓練等を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するため、委員等幹部も参加する訓練等について、年度を通じて四半期に1回以上の頻度で実施できたか。
- ・ オンサイト総括やERCプラント班要員等がプラントの評価・判断能力を向上させるための体系的な訓練プログラムを上期中に企画できたか。また、年度内に当該訓練プログラムの運用を開始できたか。

2. 2. 原子力事業者防災の強化

①原子力事業者防災訓練に関する評価の充実

- 平成30年度原子力事業者防災訓練報告会において、平成29年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い、引き続き、平時における事前の準備を促すことを通じて原子力事業者の緊急時対応能力の向上を目指す。また、訓練の評価を踏まえ、必要に応じ、評価指標及び評価のための業務マニュアルの改良を進める。
- さらに、原子力事業者の事故の状況に応じた臨機の対応能力向上を図るため、訓練シナリオ開発ワーキンググループを開催し、発電所の緊急時対策所等の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練のシナリオの作成、これに基づく訓練の実施・評価を行う。

【評価の視点】

- ・ 平成29年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、上期中に、評価指標及び評価のための業務マニュアルの見直しの必要性を検討できたか。また、必要に応じ、評価指標及び評価のための業務マニュアルを見直しできたか。評価指標及び評価のための業務マニュアルにより、平成30年度の原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。
- ・ 少なくとも稼働中の発電所に関して、事業者の作成する原子力災害時の対応に係る資料集を共有することができたか。
- ・ 訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、平成29年度に実施した試行訓練を踏まえ、上期中に運用面の課題、平成30年度の訓練実施計画等について検討できたか。また、年度内に平成30年度の訓練実施計画に基づき訓練を実施できたか。

②原子力災害対策に関する関係省庁等との連携

- 原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁等の連携を図るため、従来の連絡会議の在り方の見直しを含め、実効的な連携関係を構築するための方向性を検討し、その結果を踏まえ連絡会議を開催する。

【評価の視点】

- ・年度内に、関係省庁等と調整の上、実効的な連携関係を構築するための方向性を見出すことができたか。
- ・原子力災害対策中央連絡会議を年度内に少なくとも1回開催することにより、情報共有し、連携を図ることができたか。

2. 3. 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化

①危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化

- 平成30～31年度に予定している統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新において、緊急事態対策業務（宿直業務を含む）への影響を極小化しつつ着実に実施する。また、緊急時対策支援システム（ERSS）は平成32年度に予定しているシステム再構築に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。
- 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMISES）については、緊急時モニタリング結果を迅速に把握し、活用するための機能整備や、平成32年度に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。（再掲）

【評価の視点】

- ・緊急事態対策業務（宿直業務を含む）への影響を極小化しつつ、統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新を開始したか。また、緊急時対策支援システム（ERSS）について、年度内に調達手続きを実施し整備事業者を確定したか。
- ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMISES）について、緊急時モニタリング結果を迅速に把握し、活用するための機能整備が図られたか。また、年度内に調達手続きを実施し整備事業者を確定したか。（再掲）